

棚倉スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、棚倉スポーツクラブ（以下「本クラブ」という）と称する。

(所在地)

第2条 本クラブは、福島県東白川郡棚倉町大字関口字一本松 24 番地 1（棚倉町総合体育館内）に事務所を置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本クラブは、棚倉町における生涯スポーツ活動の振興を図り、会員の健康増進、スポーツを通じた地域コミュニティの確立、豊かな高齢化社会の創造及び青少年の健全育成など「町民皆1スポーツ」の実現に貢献することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) スポーツの計画・実施
- (2) スポーツ教室及び文化教室の企画・運営・活動支援
- (3) 会員交流イベント等の実施
- (4) 会員相互の情報の共有を図るための広報発行及びスポーツ情報収集
- (5) クラブの活動に必要な指導者の育成のための研修機会の提供
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第4章 会員

(クラブの編成)

第5条 本クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会員
- (2) 登録指導者
- (3) 本クラブ活動の目的に賛同し、支援する者

(入会要件)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 棚倉町に在住及び町内に勤務し、本クラブの目的に賛同すること。
但し、町外の者であっても、本クラブの趣旨を理解し、その運営に積極的に賛同する者は、入会することができる。
- (2) 本クラブの定める諸規定を遵守すること。

(入会手続き)

第7条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申込記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員の資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとする場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。

(除名)

第10条 本クラブの名誉を著しく毀損、秩序を乱した会員は、理事会の決議を経て除名する。

(会費)

第11条 会費は次のものとし、額については別に定める。

- (1) 年会費
- (2) 参加料

(会費の不返還)

第12条 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5章 役員及び事務局

(役員)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事 | 10名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 前項の役員の他に、次の顧問を置くことができる。

顧問	若干名
----	-----

(役員を選任・任期)

第14条 本クラブの役員は、総会において会員の中から選任する。

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員任期が満了となっても後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本クラブを総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長が事故あるときその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を組織し、本クラブの規約に定めた事項を執行するほか、総会の決議事項を執行するとともに本クラブすべての事務を管理する。

(4) 監事は、本クラブの業務執行状況及び財産の状況を監査する。

(事務局・運営委員会)

第16条 本クラブ理事会は、その職務遂行のため、事務局及び運営委員会を置くことができる。

(1) 事務局は、クラブマネジャーが務め本クラブ運営及び会員活動が円滑に行われるようにする。

(2) 運営委員会は、部会をもって編成し、委員の選出については理事会で行う。

第6章 会 議

(定時総会)

第17条 本クラブの定時総会は、毎年1回、会長が召集し、次の事項を決議、または承認する。

(1) 前年度の事業報告

(2) 前年度の決算報告

(3) 次年度の事業計画

(4) 次年度の予算計画

(5) 役員を選出

(6) 規約、細則その他運営上必要な諸規定の制定・改廃

(7) 顧問の推薦

(8) その他本クラブの重要事項

2 総会を招集するには、総会当日の2週間前までに会員に対し通知をしなければならない。

3 中学生以下の会員は、その保護者が表決権を代理する。

(臨時総会)

第18条 本クラブの臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は表決権を行使できる会員の3分の2以上の会員により会議の目的とする事項を示して召集の要求があったとき会長はこれを召集する。

(総会の議決)

第19条 本クラブの総会の議決は、出席会員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第20条 本クラブの理事会は、会長が召集し、次の事項を執行する。

(1) 次年度の事業計画案並びに予算案の編成

(2) 前年度の事業報告並びに決算報告書の作成

- (3) 当該年度の事業並びに予算の執行
- (4) 指導者・スポーツボランティアに関すること
- (5) その他総会により委託された事項の執行

2 理事会を招集するには、理事会当日の2週間前までに会長、副会長、理事に対し、会議の議題を記載し、通知をしなければならない。

(理事会の構成)

第21条 本クラブの理事会構成は次の通りとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監査
- (5) その都度会長が指定する者

(部会)

第22条 部会は、本クラブの活動が円滑に行えるよう次の活動を行う。

- (1) スポーツの企画・運営
- (2) スポーツサークルの企画・支援
- (3) スポーツ教室・文化教室の企画・運営
- (4) 会員交流イベント等の企画・運営
- (5) 本クラブの活動状況の把握やスポーツ関係の情報の会員への提供
- (6) 本クラブが使用する施設の管理維持のためのボランティア活動の企画
- (7) 本クラブ会員の健康の維持・管理の相談及びメディカルケアに関すること
- (8) その他、会員に有益であると思われる必要事項

2 部会は、会長・副会長の監督のもとに活動し、専門部を形成して活動することができる。

第7章 会計

(経費)

第23条 本クラブの経費及び臨時の費用は以下をもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業などにおける収入
- (3) 国、県、町等からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資産の管理)

第24条 本クラブの資産は、事務局が管理する。

(会計年度)

第25条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者・活動責任者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

盗難等の事故が起こっても、本クラブの指導者に対して一切損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 本クラブは、その活動中の傷害については、全国町村会総合賠償補償保険制度により対応するものとする。

第9章 規約の改定

(規約の改定)

第28条 本規約の変更は、総会において出席者の半数の同意を必要とする。

変更の告示は、変更後速やかに会報、総会等の機会において行う。

第10章 クラブの解散

(クラブの解散)

第29条 本クラブの解散は、総会において会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第11章 附 則

(細 則)

第1条 本規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、別に定める。

(規約の施行)

第2条 本規約は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成28年6月30日から適用する。